

## 下水道建設に関わる汚染土壌の調査・対策技術に関する研究

全体期間

2002.4～2004.3

**(目 的)**

近年、有害物質による土壌汚染事例の判明件数の増加が著しく、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている。この状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が施行された。下水道施設用地も汚染状況調査や汚染除去を行わなければならない可能性がある。

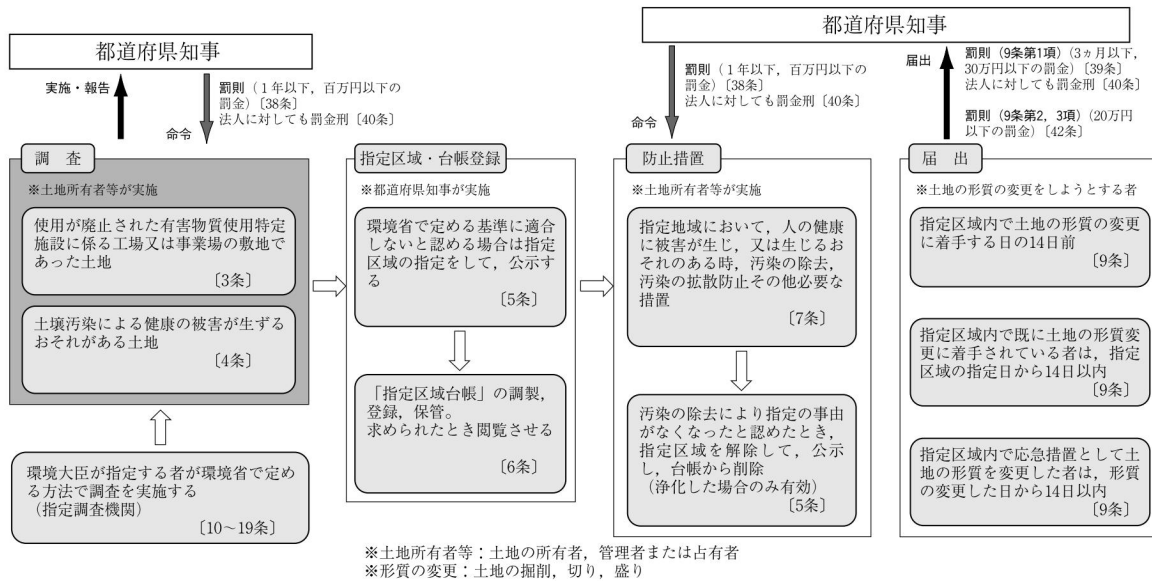
本研究は下水道管理者が法に則り、下水道に関する汚染土壌の調査・対策を行うために必要な事項をとりまとめ、マニュアルとして発刊することを目的とする。

**(結 果)**

**(1) 土壌汚染対策法の概要**

土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置およびその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。

法の概要を図-1に示す。



※土地所有者等：土地の所有者、管理者または占有者  
 ※形質の変更：土地の掘削、切り、盛り

図-1 土壌汚染対策法の概要

**(2) 下水道施設用地と土壌汚染対策法**

土壌汚染対策法において、調査対象であるか否かは「第3条」および「第4条」で決められる。第3条では「水質汚濁防止法の特設施設であって、特定有害物質（25種類）を取り扱うものを廃止するときに調査が必要」としている。下水道終末処理施設は、水質汚濁防止法上の特設施設であるが、特定有害物質を取り扱うものではないため、第3条により土壌汚染調査を行う必要はない。第4条では「都道府県知事が土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める土地は調査が必要」としている。これは現在の使用形態等とは関係なく、汚染の可能性が高い場合は調査命令が出されるため、第4条により下水道施設用地に対して、調査命令が出される可能性はあると言える。

**(3) 今後の予定**

平成14年度の研究により、本法に必要な対応の流れをまとめることができた、今後は具体的な調査・対策技術を検討し、法解釈の手引き等と合わせて技術マニュアルとしてまとめる。

共同研究者：財団法人下水道新技術推進機構、株式会社荏原製作所、株式会社大林組、鹿島建設株式会社、栗田工業株式会社、株式会社鴻池組、五洋建設株式会社、清水建設株式会社、大成建設株式会社、東洋建設株式会社、日本鋼管株式会社

研究担当者：高相 恒人、大久保 榮一、舩岡 秀一、城田 猛

キーワード

土壌汚染対策法、土壌汚染調査技術、土壌汚染対策技術